

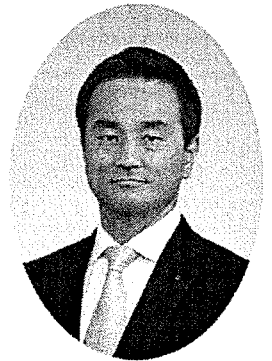
山口県子どもの貧困対策推進計画

平成27年7月

山口県

は じ め に

本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、私は、将来にわたって、「活力みなぎる山口県」を創っていくため、その活力のもととなる元気を創出していくのは人であるとの認識の下、次代を担う子どもの夢が実現でき活躍できる基盤の整備に向けて、「子育てしやすい環境づくり」や「次代を拓く教育の充実」に積極的に取り組んでいるところです。



こうした取組を進めるに当たっては、特に子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにすることが重要です。

このため、このたび、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、山口県子どもの貧困対策推進計画検討委員会の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様の意見をお聴きしながら、教育の支援、生活の支援、保護者の就労に対する支援や経済的支援を施策の4つの柱として、今後の本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

私は、今後、この計画に基づき、子どもの貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、市町や関係団体の皆様と一体となって、積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成27年7月

山口県知事 村岡嗣政

— 目 次 —

第1章 山口県子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 基本目標	1
5 施策の体系	2
第2章 子どもを取り巻く現状	
1 子どもの貧困率について	4
2 生活保護世帯について	6
3 ひとり親世帯について	7
4 就学援助について	9
第3章 子どもの貧困に関する指標	10
第4章 指標の改善に向けた具体的施策の推進	
1 教育の支援	11
2 生活の支援	15
3 保護者に対する就労の支援	19
4 経済的支援	20
5 その他	20
第5章 計画の推進	21

第1章 山口県子どもの貧困対策推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの貧困率は、国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、平成21年に15.7%だったものが、平成24年には16.3%と大変厳しい状況となっており、また、生活保護世帯の高等学校等進学率は90.8%と、全体(98.6%)と比較して、低い水準になっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要です。

このような事情等を背景に、国においては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が平成26年1月に施行され、平成26年8月に法第8条の規定に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されたところです。

こうした国の動向を踏まえ、本県においても、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることがなく、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、「山口県子どもの貧困対策推進計画」を策定することとします。

2 計画の位置付け

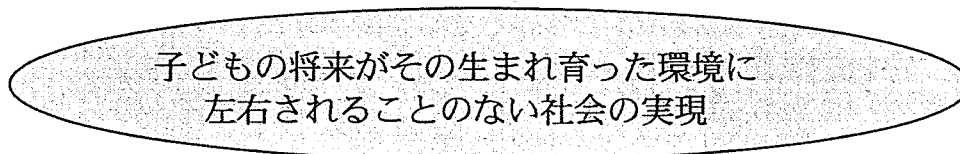
本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「都道府県計画」として位置付けます。

3 計画の期間

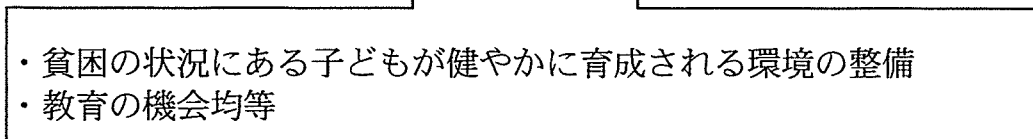
平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 基本目標

【目標】



【取組の基本方針】



5 施策の体系

1 教育の支援

- (1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開
 - ①学校教育による学力保障
 - ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携
 - ③地域による学習支援
 - ④高等学校等における就学継続のための支援
- (2) 幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
 - ①義務教育段階の就学支援の充実
 - ②高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度などによる経済的負担の軽減
 - ③特別支援教育に関する支援の充実
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実
 - ②専門学校生等に対する経済的支援
- (5) 生活困窮世帯等への学習支援
- (6) その他の教育支援
 - ①夜間中学校の設置支援
 - ②子どもの食事・栄養状態の確保

2 生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
 - ①保護者の自立支援
 - ②保育等の確保
 - ③保護者の健康確保
 - ④母子生活支援施設等の活用
- (2) 子どもの生活支援
 - ①児童養護施設等の退所児童等の支援
 - ②食育の推進に関する支援
 - ③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援
- (3) 子どもの就労支援
 - ①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援
 - ②親の支援のない子ども等への就労支援
 - ③高等学校に通学する子どもの就労支援
 - ④高校中退者等への就労支援
- (4) 支援する人員の確保等
 - ①社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化
 - ②相談職員の資質向上
- (5) その他の生活支援
 - ①妊娠期からの切れ目ない支援等
 - ②住宅支援

3 保護者に対する就労の支援

- ①親の就労支援
- ②親の学び直しの支援

4 経済的支援

- ①児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ②母子福祉資金貸付金等の充実
- ③教育扶助の支給方法
- ④生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- ⑤養育費の確保に関する支援
- ⑥山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度による支援

第2章 子どもを取り巻く現状

1 子どもの貧困率について

平成25年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、平成24年で16.3%と大変厳しい状況となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は54.6%と、ひとり親など大人一人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮しています。

【表1】 貧困率の年次推移（全国） （単位：％、万円）

	H3	H6	H9	H12	H15	H18	H21	H24
相対的貧困率	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
等価可処分所得								
中央値 (a)	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線 (a/2)	135	144	149	137	130	127	125	122

注1 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものです。

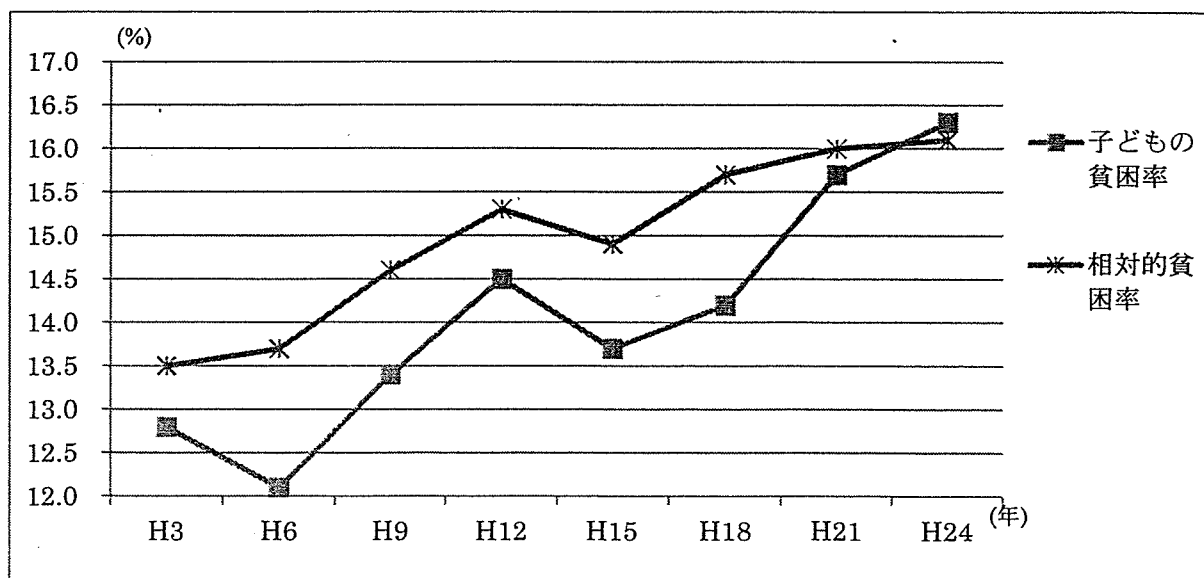
注2 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出されています。

注3 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいいます。

注4 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除きます。

（国民生活基礎調査）

【グラフ1】 貧困率の年次推移



【参考】子どもの貧困率について

相対的貧困率……貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。

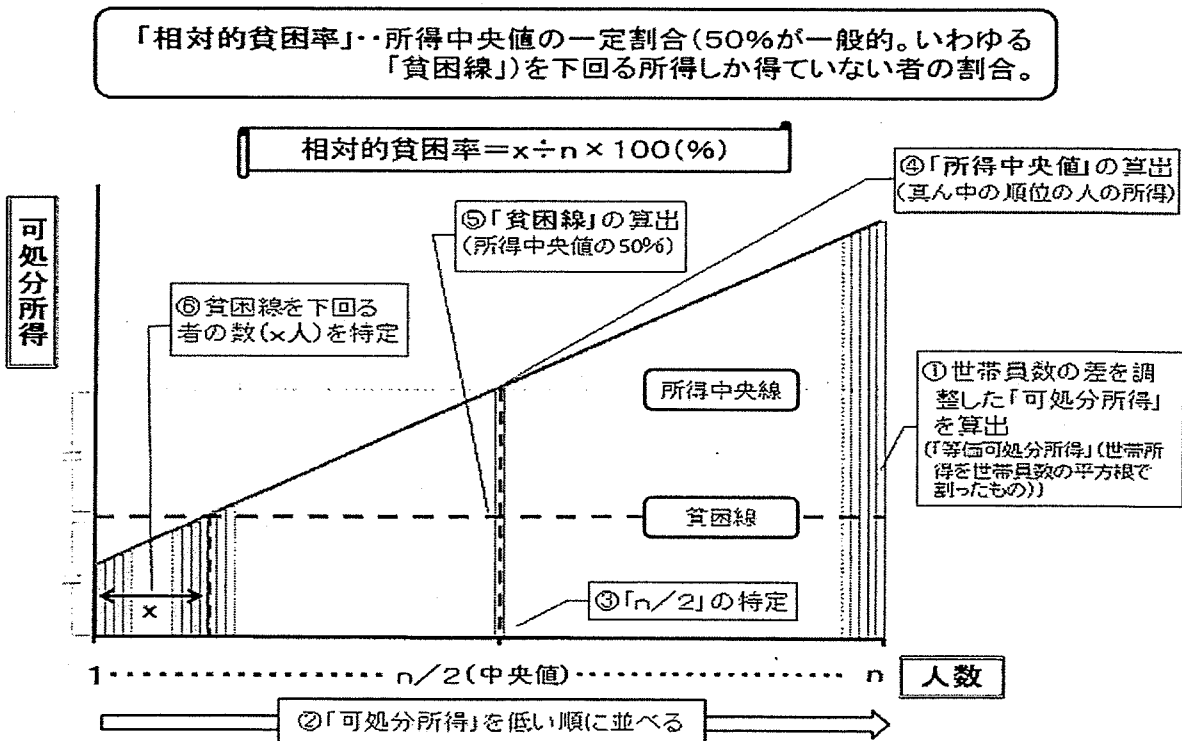
子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

子どもがいる現役世帯の貧困率

「大人が一人」の貧困率

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には親以外の世帯員（祖父（母）、18歳以上の兄弟など）も含まれます。



(厚生労働省作成資料)

2 生活保護世帯について

(1) 世帯数の推移

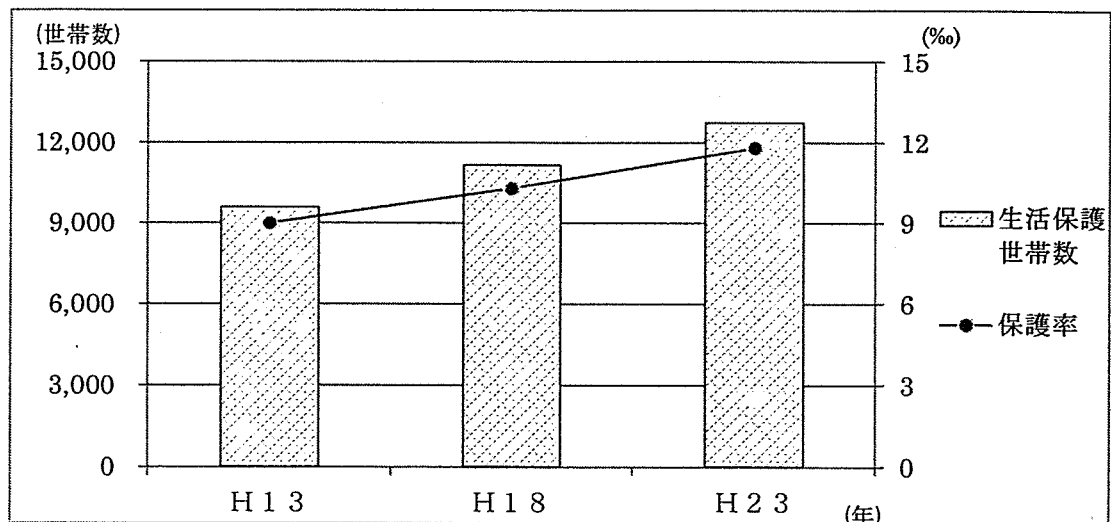
県内の生活保護世帯数は、平成13年から平成23年の10年間で、約3,100世帯増加し、保護率についても、2.8ポイント上昇しています。

【表】生活保護世帯数の推移(山口県、全国) (単位：世帯、%)

		H13	H18	H23
山口県	世帯数	9,608	11,171	12,747
	保護率	9.0	10.3	11.8
全国	世帯数	805,169	1,075,820	1,498,375
	保護率	9.0	11.8	16.2

(福祉行政報告例、山口県の生活保護)

【グラフ】生活保護世帯の推移(山口県)



(2) 卒業後の進学・就職率

全卒業生の進学・就職状況と生活保護世帯の子どもの状況を比較してみると、中学校卒業後の高校等進学率については、約10ポイントの差がみられます。

【表】平成25年度卒業後の進路状況一覧(山口県、全国) (単位：%)

	山口県		全国	
		(生活保護世帯)		(生活保護世帯)
中学卒業後				
高校等進学率	97.7	87.1	98.4	90.8
就職率	0.7	3.9	0.4	2.5

(平成25年度学校基本調査、就労支援等の状況調査)

3 ひとり親世帯について

(1) 世帯数の推移

県内の母子世帯数について、平成14年から平成24年の10年間で、約3,200世帯(21.3%)増加しています。

また、父子世帯を含めたひとり親世帯数についても、平成14年から平成24年の10年間で、約2,700世帯(15.4%)増加しています。

【表】ひとり親世帯の推移（山口県、全国）

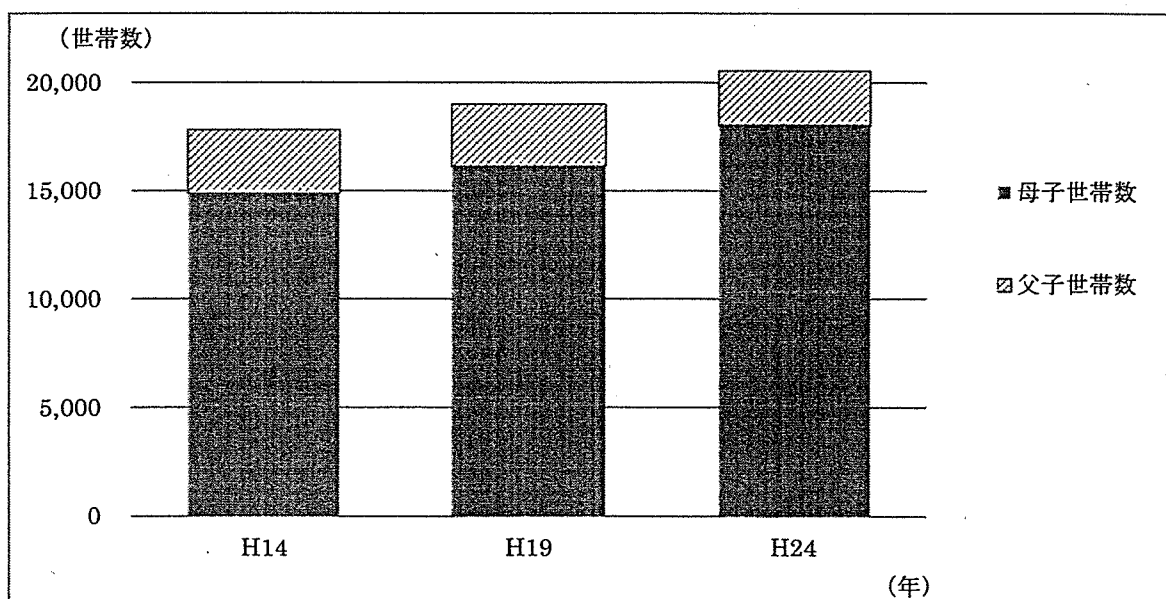
(単位：世帯)

	平成14年	平成19年	平成24年
山口県	17,820	19,001	20,564
母子世帯	14,873	16,128	18,044
父子世帯	2,947	2,873	2,520
全国(推計値)	1,399,200(H15)	1,392,000(H18)	1,461,000(H23)
母子世帯	1,225,400	1,151,000	1,238,000
父子世帯	173,800	241,000	223,000

※全国の平成23年は岩手県、宮城県、福島県の3県を除いたもの

(全国母子世帯等実態調査、山口県母子・父子世帯等実態調査)

【グラフ】ひとり親世帯数の推移（山口県）



※ 母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯(他の世帯員がないもの)をいいます。

(2) 母子世帯の収入等

①母子世帯の収入について

世帯の年間収入（児童扶養手当、年金、養育費等を含み、生活保護費を除く）は、「250万円未満」の世帯が全体の6割以上を占めています。

また、世帯の平均年収は、平成14年から平成24年の10年間で、38万円増加しています。

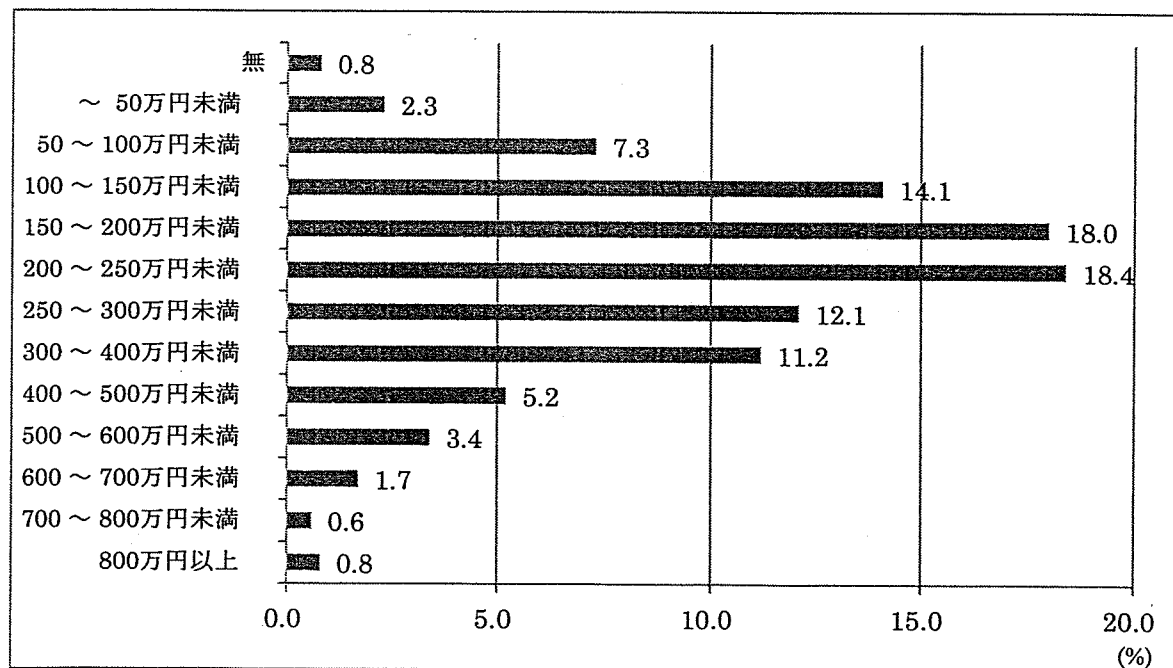
【表】母子世帯の年間収入（山口県）

（単位：世帯、％）

	標本数	構成比		標本数	構成比
	3,076	100.0			
無	26	0.8	300～400万円未満	346	11.2
～50万円未満	71	2.3	400～500万円未満	160	5.2
50～100万円未満	224	7.3	500～600万円未満	106	3.4
100～150万円未満	433	14.1	600～700万円未満	52	1.7
150～200万円未満	553	18.0	700～800万円未満	18	0.6
200～250万円未満	567	18.4	800万円以上	26	0.8
250～300万円未満	371	12.1	無回答	123	4.0

（平成24年度山口県母子・父子世帯等実態調査）

【グラフ】母子世帯の年間収入（山口県）



【表】母子世帯の平均収入について（山口県、全国）

（単位：万円）

	平成14年	平成24年
山口県	205万円	243万円
全国	212万円(H15)	291万円(H23)

※全国の平均は、生活保護法に基づく給付を含みます

（全国母子世帯等実態調査、山口県母子・父子世帯等実態調査）

②母子世帯の就労状況

就労状況については、「仕事を持っている」が 87.8%と、9割近くが仕事を持っています。

就労形態については、「正規社員・職員」が 42.7%、「パートタイマー・アルバイト職員」が 29.7%、「派遣社員・契約社員」が 8.4%の順となっています。

【表】母子世帯の就労状況（山口県）

（単位：人、％）

		標本数	構成比
全 体		3,076	100.0
仕事を持っている		2,702	87.8
就 労 形 態	自営業	152	4.9
	正規社員・職員	1,313	42.7
	パート・アルバイト	913	29.7
	派遣契約社員	258	8.4
	内職	11	0.4
	その他	55	1.8
仕事を持っていない		350	11.4
無回答		24	0.8

※ 四捨五入のため、合計は一致しません。

（平成 24 年度山口県母子・父子世帯等実態調査）

4 就学援助について

就学援助率は、平成 14 年度から平成 24 年度の 10 年間で、約 6 ポイント上昇しています。

【表】就学援助率について（山口県、全国）

（単位：％）

	平成 14 年度	平成 24 年度
山口県	18.71	24.77
全 国	10.74	15.64

（文部科学省、山口県教育委員会調）

第3章 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、山口県調査結果がある以下の16の項目を指標として設定し、その改善に向けて取り組みます。

項目	指標	備考(出典・時点)	全国の指標
○生活保護世帯に属する子どもについて			
高等学校等進学率	87.1%	就労支援等の状況調査 平成25年4月1日現在	90.8%
高等学校等中退率	2.8%	就労支援等の状況調査 平成25年4月1日現在	5.3%
大学等進学率	19.6%	就労支援等の状況調査 平成25年4月1日現在	32.9%
中学校卒業後の進路(就職率)	3.9%	就労支援等の状況調査 平成25年4月1日現在	2.5%
高等学校等卒業後の進路(就職率)	62.7%	就労支援等の状況調査 平成25年4月1日現在	46.1%
○児童養護施設の子どものについて			
中学校卒業後の進路(進学率)	97.7%	社会的養護の現況に関する調査 平成25年5月1日現在	96.6%
高等学校等卒業後の進路(進学率)	12.9%	社会的養護の現況に関する調査 平成25年5月1日現在	22.6%
中学校卒業後の進路(就職率)	0.0%	社会的養護の現況に関する調査 平成25年5月1日現在	2.1%
高等学校等卒業後の進路(就職率)	74.2%	社会的養護の現況に関する調査 平成25年5月1日現在	69.8%
○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率			
スクールソーシャルワーカーの配置人数	58人	山口県学校安全・体育課調 平成26年度現在	1,008人
スクールカウンセラーを配置する小学校の割合	32.8%	山口県学校安全・体育課調 平成26年度現在	37.6%
スクールカウンセラーを配置する中学校の割合	100%	山口県学校安全・体育課調 平成26年度現在	82.4%
○就学援助制度に関する周知状況			
毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	42.1%	平成25年度就学援助制度調査 平成25年度現在	61.9%
入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	57.9%	平成25年度就学援助制度調査 平成25年度現在	61.0%
○ひとり親家庭の親の就業率			
母子家庭の就業率	87.8%	平成24年度山口県母子・父子世帯等 実態調査 平成24年7月1日現在	80.6%
父子家庭の就業率	91.2%	平成24年度山口県母子・父子世帯等 実態調査 平成24年7月1日現在	91.3%
(参考：全国結果)			
子どもの貧困率		平成25年国民生活基礎調査	16.3%
子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率		平成25年国民生活基礎調査	54.6%

第4章 指標の改善に向けた具体的施策の推進

国の大綱を踏まえ、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」を柱として総合的に推進していきます。

1 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

※「学校をプラットフォームとする」とは…

学校、特に義務教育学校は、全ての子どもが集う場であり、そこで貧困の状況にある子どもを見出し、福祉の支援につなげるなど、子どもの貧困問題への早期対応が期待されます。

さらに、教育と福祉・就労との連携を組織的に行い、児童生徒の家庭の状況等を背景とした深刻な問題の発生防止を図る体制の構築、学校における確実な学力保障、進路支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。

①学校教育による学力保障

◆家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、家庭や地域との連携を基盤に、学校の組織的な取組や指導方法の工夫改善を推進し、学習環境の整備や学習習慣の確立を図るとともに、子どもたちの学力状況の把握に基づく課題の明確化と解決に向けた具体的な取組を強化します。

◆子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制の充実を図るため、市町教委と連携し、35人学級化等の学級集団の規模縮小と、複数教員の指導による学習集団の規模縮小を組み合わせた効果的な少人数教育を推進します。

◆高等学校では、各学校において、確かな学力を育むための明確な学校目標やチャレンジ目標を設定して、学校全体で取り組む体制づくりや、全ての学校におけるキャリア教育の視点に立った進路指導の推進体制を構築するとともに、全教職員が一体となって計画的に学力向上に取り組めます。

②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

◆児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に、学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、県の相談窓口の中核であるやまぐち総合教育支援センターや県内全市町へのスクールソーシャルワーカーの配置・拡充を推進し、支援を要する学校が活用できる体制を整備します。このような体制整備等を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。

◆児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくためのスクールカウンセラーの配置推進を図ります。

◆市町に家庭教育支援チームの立ち上げを促し、相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭教育支援の充実を図ります。

③地域による学習支援

◆放課後子ども教室や土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、コミュニティ・スクールや地域協育ネットを活用した地域による学習支援の充実を図ります。

※「コミュニティ・スクール」とは…

学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

※「地域協育ネット」とは…

幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、概ね中学校区をひとまとまりとした仕組みです。公民館や学校運営協議会などを推進母体として、幼稚園や保育所、学校と関係組織、支援団体等が連携した取組を行います。

④高等学校等における就学継続のための支援

◆高等学校等においては、各学校の特色や生徒の実態に応じた進路指導計画を工夫・改善し、各学校における組織的、計画的・系統的な進路指導の推進を図ります。

◆高校中退者等に対し、学校が地域若者サポートステーション等の就労支援の機関や、各種の進学に関する情報等を提供することにより、就労・就学を支援します。

◆国の補助制度を活用して、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、卒業までの間（最長2年）、授業料の支援等を実施し、高等学校等における就学継続の支援に努めます。

◆小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的なキャリア教育を推進するとともに、学校と家庭、地域、産業界等との連携強化を図ります。これらの取組を通して、全教職員がキャリア教育についての共通理解をさらに深め、体験活動をはじめとする教育活動の一層の充実を図りながら、子どもたちのキャリア発達を促進します。

◆専門高校等において、高い志をもって挑戦し続ける積極性や創造性等の育成を図るため、職業資格等の取得や実践的な技術及び技能の習得を促進するとともに、産学公と連携した課題解決学習や研究活動など、総合的な取組を推進します。

(2) 幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上

◆保護者負担が増大しないよう、幼稚園就園奨励費補助について、国において確実に必要な予算額を確保するとともに、補助単価の引き上げ及び補助率の改善を図るよう働きかけを行います。

◆子ども・子育て支援新制度のもとでは、従来個々に行われていた幼稚園・保育所・認定こども園に対する財政支援の仕組みを共通化し、利用者負担額について、世帯の所得の状況に応じ、国が定める基準を基に決定し、低所得世帯の負担軽減を図ります。

◆多子世帯における保育園や幼稚園等の保育料について、世帯の所得に応じた助成を実施し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

◆幼児期の特性を踏まえた環境を通して行う教育の計画的な展開に向け、教職員の資質及び専門性の向上を目的とした研修を充実し、教育内容や指導方法の工夫・改善を図ります。また、幼保・小連携の強化に向けて、交流活動や合同研修会の充実、接続期のカリキュラムの充実を図ります。

◆幼稚園等と連携した家庭教育講座や家庭教育サロンを実施することにより、就学前の子どもを持つ保護者に対する家庭教育支援の充実を図ります。

(3) 就学支援の充実

①義務教育段階の就学支援の充実

◆就学援助費補助について、国において就学援助の実態に応じた補助金の充実が図られるよう働きかけるとともに、市町において義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。

◆義務教育段階における子どもの貧困対策として、生活保護世帯等に対し引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子どもの貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

②高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度などによる経済的負担の軽減

◆高等学校等就学支援金制度により、授業料負担の軽減に努めるとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対する支援として、国の補助事業として創設された高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度の活用により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減に努めます。

◆私立高等学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、私立高校生等のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を図ります。

◆児童養護施設の入所児童等が、私立高校に通学する際の経済的負担の軽減を図ります。

③特別支援教育に関する支援の充実

◆特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等に対する支援の充実に努めます。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

◆向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な学生に対する支援のため、引き続き、(公財)山口県ひとづくり財団を通じた奨学金の貸与に努めます。

②専門学校生等に対する経済的支援

◆専門学校生に対する経済的支援策の実施について、国の検討状況を踏まえ、適切な対応を図ります。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

◆ひとり親家庭の子どもたちの学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援事業を行います。

◆放課後子ども教室や土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、コミュニティ・スクールや地域協育ネットを活用した地域による学習支援の充実に努めます。

◆高校中退の防止や中退後のフォローを充実するとともに、大学・専修学校等へ安心して進学できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実に努めます。

◆向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な学生に対する奨学金貸与を引き続き実施し、経済的負担の軽減に努めます。

(6) その他の教育支援

①夜間中学校の設置支援

◆義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている夜

間中学校については、国の動向等を把握しながら、各地域の実情を踏まえ、必要に応じて市町教委への支援に努めます。

②子どもの食事・栄養状態の確保

◆生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を実施します。

◆児童生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力養成のため、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

①保護者の自立支援

◆複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。

◆修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要なひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行います。

◆子育てなどに悩みをもつひとり親家庭の親を対象とした生活支援講習会を開催し、ひとり親家庭の生活支援を行います。

②保育等の確保

◆就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、山口県子ども・子育て支援事業支援計画や各市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育所の整備等の取組を推進します。

◆「放課後子ども総合プラン」に基づく市町の取組を円滑に進めるため、福祉部局と教育委員会とが連携を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的あるいは連携した取組に向けた支援を行います。

③保護者の健康確保

◆子育てなどに悩みをもつひとり親家庭の親を対象とした生活支援講習会を開催し、ひとり親家庭の生活支援を行います。

◆福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行います。

④母子生活支援施設等の活用

◆専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設を活用し、地域での生活を支援します。

(2) 子どもの生活支援

①児童養護施設等の退所児童等の支援

◆自立援助ホームに入居する児童等に対する保護費の支弁を適切に行うとともに、児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職や進学又はアパート等の賃借ができるよう、身元保証人を確保するための事業に取り組めます。

②食育の推進に関する支援

◆乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であるとともに、食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成を図る大切な時期です。

このため、「健やか親子21（第2次）」等の趣旨や内容も踏まえつつ、市町、関係団体と連携し、地域における食育の推進を図ります。

◆児童養護施設等においては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身に付いていない場合もあることから、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じ、施設内における食育の推進に向けた支援を行います。

③ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

◆複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において、医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

◆就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、山口県子ども・子育て支援事業支援計画や各市町の子ども・子育て支援事業計画に

基づき、保育所の整備等の取組を推進します。

◆「放課後子ども総合プラン」に基づく市町の取組を円滑に進めるため、福祉部局と教育委員会とが連携を図り、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的あるいは連携した取組に向けた支援を行います。

(3) 子どもの就労支援

①ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。

◆自立援助ホームに入居する児童等に対する保護費の支弁を適切に行うとともに、児童養護施設等を退所する子どもが、安心して就職や進学又はアパート等の賃借ができるよう、身元保証人を確保するための事業に取組みます。

◆児童養護施設の退所児童等が、就職するにあたり運転免許を必要とする場合の運転免許取得費用の一部を助成します。

②親の支援のない子ども等への就労支援

◆母子家庭等就業・自立支援センターや山口県若者就職支援センターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供します。

③高等学校に通学する子どもの就労支援

◆定時制高校に通う生徒のみならず就職を希望する全ての生徒に対して、「ガイダンスの充実」、「求人開拓の強化」、「マッチングの促進」を3つの柱とし、労働部局等関係機関と連携を深めながら、組織的できめ細かな就職支援を行います。

④高校中退者等への就労支援

◆山口県若者就職支援センターにおいて、相談から職業紹介に至るまでのワンストップサービスを提供するとともに、ニート等の若者に対しては、地域若者サポートステーションにおいて、職業的自立を支援します。

◆若者の職業能力を高め、安定した雇用に結びつけるため、高等産業技術学校におけるデュアルシステム訓練や若者就職支援センターと連携した企業魅力体験プログラムの実施など、就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練に取り組みます。

※「デュアルシステム」とは・・・

従来、主として公共職業能力開発施設内で実施していた職業訓練に、地域の協力企業の参加により、当該企業での実務による訓練を大幅に導入することで、現場経験のある若年技能者を育成して企業に送り出す「働きながら学ぶ、学びながら働く」形式の職業訓練システム。

◆学卒未就職者等の職業能力開発を促進するため、職業訓練による支援や求職者支援訓練（特に基礎コース）について周知に努めます。

◆労働部局等関係機関と連携して、就労支援機関等の情報提供を行うなど、実情に応じた支援を行います。

(4) 支援する人員の確保等

①社会的養護の体制整備、児童相談所の相談機能強化

◆社会的養護の充実のため、児童養護施設における職員の配置基準の充実や里親支援担当職員の配置の推進等について、国へ要望するなど必要な支援を行います。併せて、新たに里親になる人材の発掘について、制度説明会の開催や制度のPR活動を積極的に行うなど人材の確保に努めます。

◆児童相談所職員の専門性を強化するための研修を行うなど、相談機能の強化に取り組みます。

②相談職員の資質向上

◆ひとり親家庭の自立支援に当たる職員の資質の向上を図るため、母子・父子自立支援員等に対して必要な研修を行います。

◆思春期精神保健対策研修等により、児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士等）の養成に取り組みます。

(5) その他の生活支援

①妊娠期からの切れ目ない支援等

◆家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子どもの健やかな成長が図られるよう、身近な地域で妊産婦等のニーズに応じた切れ目ない支援を行える体制づくりに取り組みます。

◆福祉事務所においても、保健センター等と連携を行うなど健康面に関して専門的に対応を行います。

②住宅支援

- ◆母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、県営住宅に係る優先入居を行うほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅の円滑な入居に係る情報提供や相談等を行います。
- ◆母子福祉資金貸付金等のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて、ひとり親家庭の住宅支援を行います。
- ◆生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

3 保護者に対する就労の支援

①親の就労支援

- ◆母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業情報の提供など必要な支援を行います。
- ◆児童扶養手当受給者に対して、自立目標や支援内容を設定・記載した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な支援を行います。
- ◆ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ◆子育て女性等の再就職を支援するため、国の各種支援制度や子育て女性向け企業情報など、企業や子育て女性等に情報提供を行うとともに、職業能力の開発・向上に向けた職業訓練において、託児サービス付き訓練や離職者等再就職訓練の定員に母子家庭の母等の専用枠を設定し、受講機会の拡大に努めます。
- ◆生活困窮者や生活保護受給者の就労を図るため、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立を促すため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行います。

②親の学び直しの支援

- ◆自立支援教育訓練給付金事業の活用等により、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。また、高等学校等への就学を希望する生活保護受給中のひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の条件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給します。

4 経済的支援

①児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

◆児童扶養手当の公的年金との併給調整に関し、公的年金を受給した場合でも、その額が児童扶養手当額に満たない場合にはその差額を支給するよう見直しが行われたところであり、事務の円滑な履行に努めます。

②母子福祉資金貸付金等の充実

◆母子福祉資金貸付金等について、貸付対象が父子家庭に拡大されたところであり、貸付事務等の円滑な履行に努めます。

③教育扶助の支給方法

◆生活保護における教育扶助が、目的とする費用に直接充てられるよう、学校の長に対して直接支払う仕組みを活用します。

④生活保護世帯の子どもの進学時の支援

◆高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱います。

⑤養育費の確保に関する支援

◆ひとり親家庭の養育費の確保のため、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決めや支払の履行、強制執行に関する相談・調整や情報提供等、養育費に関する相談支援を行います。

⑥山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度による支援

◆会社倒産や事業不振等により、離職を余儀なくされた勤労者の生活の安定を図るため、大学教育資金や生活資金などを貸付けます。

5 その他

◆将来の国際交流の中心となっていく人材の基盤となる資質能力を育成していくために、語学力（英語力）の向上に向けて、イングリッシュキャンプ等、小・中・高等学校が連携した取組を進め、英語によるコミュニケーション能力を育成します。

第5章 計画の推進

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、庁内関係課が一体となって、教育、福祉、労働分野等地域における関係団体等との連携・協力を得ながら、計画の着実な推進を図ります。

この計画に掲げた施策の実施状況や対策の効果等の進捗状況について、定期的な点検・評価を行います。

この計画については、社会経済情勢の変化、子どもの貧困に関する状況、計画に掲げられた施策の実施状況やその効果等、また国における大綱の見直し状況を勘案し、見直しを検討します。